

《町民税が課税されない人》

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障がい者、未成年者、ひとり親で前年の所得が135万円以下の人
- ・前年の所得が、28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+17万円(同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合)以下の人

《上記計算式より求めた限度額の一覧表》 (単位:円)

均等割も
所得割も
かからない人
(住民税
非課税)

同一生計配偶者 および 扶養親族の数	所得	給与収入	年金収入(年金以外の所得1000万円以下の場合)	
			65歳未満	65歳以上
0人	380,000	930,000	980,000	1,480,000
1人	830,000	1,380,000	1,473,334	1,930,000
2人	1,110,000	1,683,999	1,846,667	2,210,000
3人	1,390,000	2,103,999	2,220,001	2,490,000
本人障がい者等	1,350,000	2,043,999	2,166,667	2,450,000

※扶養4人以上の場合は省略しています。

- ・障がい者、未成年者、ひとり親で前年の所得が135万円以下の人
- ・前年の所得が、28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+16.8万円(同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合)以下の人

《上記計算式より求めた限度額の一覧表》 (単位:円)

森林環境税が
かからない人

同一生計配偶者 および 扶養親族の数	所得	給与収入	年金収入(年金以外の所得1000万円以下の場合)	
			65歳未満	65歳以上
0人	380,000	930,000	980,000	1,480,000
1人	828,000	1,378,000	1,470,667	1,928,000
2人	1,108,000	1,658,000	1,844,000	2,208,000
本人障がい者等	1,350,000	2,043,999	2,166,667	2,450,000

※扶養3人以上の場合は省略しています。

※生活保護法による生活扶助を受けている人は別途減免申請が必要です。

所得割がかからない人 (均等割のみ課税)	・前年の所得が、35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+32万円(同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合)以下の人				
	《上記計算式より求めた限度額の一覧表》				(単位:円)
	同一生計配偶者 および 扶養親族の数	所得	給与収入	年金収入(年金以外の所得1000万円以下の場合)	
				65歳未満	65歳以上
	0人	450,000	1,000,000	1,050,000	1,550,000
	1人	1,120,000	1,703,999	1,473,334	2,220,000
2人	1,470,000	2,215,999	2,326,667	2,570,000	
3人	1,720,000	2,715,999	2,793,334	2,920,000	
※扶養4人以上の場合は省略しています。					

《課税の有無と扶養の可否》

令和5年中の 給与収入	町民税・道民税		所得税	被扶養者
	均等割	所得割		
93万円以下	非	非	非	○
93万円超～ 100万円以下	課	非	非	○
100万円超～ 103万円以下	課	課	非	○
103万円超	課	課	課	×

※この事例の所得控除は基礎控除のみで設定しています。

※社会保険の扶養とは異なります。